

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 3 - 外 1 - 50

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 4 年12月16日

【会社名】 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー
(Morgan Stanley Finance LLC)

【代表者の役職氏名】 秘書役
(Secretary)
アーロン・ペイジ
(Aaron Page)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州
ニューヨーク、ブロードウェイ1585
(1585 Broadway, New York, New York
10036, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 塩 見 竜 一
同 山 田 智 希
同 瀧 川 亮 祐
同 水 間 洋 文
同 石 川 魁
同 打 田 峻
同 早 田 尚 史
同 中 島 滉 平
同 宮 本 健 太

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 400,000,000円

【発行登録書の内容】

提出日	令和 3 年 6 月29日
効力発生日	令和 3 年 7 月 7 日
有効期限	令和 5 年 7 月 6 日
発行登録番号	3 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,800億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
----	-------	------	------------	------

3 -外 1 - 1	令和 3 年 7 月16日	257,400,000円
3 -外 1 - 2	令和 3 年 7 月27日	356,200,000円
3 -外 1 - 3	令和 3 年 7 月27日	1,465,000,000円
3 -外 1 - 4	令和 3 年 7 月28日	300,000,000円
3 -外 1 - 5	令和 3 年 7 月28日	300,000,000円
3 -外 1 - 6	令和 3 年 8 月 2 日	400,000,000円
3 -外 1 - 7	令和 3 年 8 月10日	400,000,000円
3 -外 1 - 8	令和 3 年 8 月18日	1,441,000,000円
3 -外 1 - 9	令和 3 年 8 月18日	3,429,000,000円
3 -外 1 -10	令和 3 年 9 月16日	1,330,000,000円
3 -外 1 -11	令和 3 年 9 月16日	3,308,000,000円
3 -外 1 -12	令和 3 年10月 1 日	326,000,000円
3 -外 1 -13	令和 3 年10月15日	400,000,000円
3 -外 1 -14	令和 3 年11月 8 日	400,000,000円
3 -外 1 -15	令和 3 年11月18日	965,000,000円
3 -外 1 -16	令和 3 年11月18日	2,609,000,000円
3 -外 1 -17	令和 3 年11月19日	5,313,059,000円
3 -外 1 -18	令和 3 年11月22日	2,116,122,000円
3 -外 1 -19	令和 3 年12月14日	776,000,000円
3 -外 1 -20	令和 3 年12月14日	2,150,000,000円
3 -外 1 -21	令和 3 年12月16日	845,302,000円
3 -外 1 -22	令和 3 年12月16日	2,695,828,000円
3 -外 1 -23	令和 4 年 1 月28日	586,551,000円
3 -外 1 -24	令和 4 年 1 月28日	908,579,000円
3 -外 1 -25	令和 4 年 2 月 8 日	400,000,000円
3 -外 1 -26	令和 4 年 2 月15日	827,000,000円
3 -外 1 -27	令和 4 年 2 月15日	2,126,000,000円
3 -外 1 -28	令和 4 年 2 月18日	279,387,900円
3 -外 1 -29	令和 4 年 3 月18日	193,065,600円
3 -外 1 -30	令和 4 年 3 月29日	645,000,000円
3 -外 1 -31	令和 4 年 4 月28日	175,518,000円
3 -外 1 -32	令和 4 年 5 月24日	1,032,000,000円
3 -外 1 -33	令和 4 年 5 月24日	2,958,000,000円
3 -外 1 -34	令和 4 年 6 月15日	2,380,000,000円
3 -外 1 -35	令和 4 年 6 月15日	2,534,000,000円
3 -外 1 -36	令和 4 年 7 月 1 日	6,632,000,000円
3 -外 1 -37	令和 4 年 7 月 1 日	448,998,000円
3 -外 1 -38	令和 4 年 7 月 1 日	1,240,000,000円
3 -外 1 -39	令和 4 年 7 月22日	199,272,000円
3 -外 1 -40	令和 4 年 7 月27日	4,312,000,000円
3 -外 1 -41	令和 4 年 8 月 5 日	245,470,500円
3 -外 1 -42	令和 4 年 8 月22日	1,571,000,000円
3 -外 1 -43	令和 4 年 8 月22日	2,092,000,000円

該当事項なし

該当事項なし

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 704,958,247,000円

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

[モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー 2042年12月23日満期
期限前償還条項付 米ドル・日本円連動円建パワー・クーポン社債（2年固定）に関する情報]

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

（1）【売出社債（短期社債を除く。）】

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	400,000,000円
売出価額の総額	400,000,000円

2【売出しの条件】

3. 利息

3.1 利息の発生

本社債は、2022年12月23日（「利息開始日」）以降利息を生じ、当該利息は社債要項第5項（支払）の定めに従い、2023年6月23日（「初回利払日」）以降満期日（いずれも同日を含む。）までの各年の6月23日および12月23日（「利払日」）において後払で支払われる。ただし、発行会社の選択による期限前償還が行われる場合（社債要項の「4.1(2) 発行会社の選択による期限前償還」を参照のこと。）の最終利払日は、かかる償還が行われる任意期限前償還日（社債要項4.1(2)において定義される。）とする。

2022年12月23日（同日を含む。）から2024年12月23日（同日を含まない。）までの各利息期間は年率5.00%で利息を生じ、2024年12月23日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの各利息期間は計算代理人が下記の算式に従って算定する利率（年率）によって利息を生じる。

$25.00\% \times \text{参照レート} / \text{ベースレート} - 20.00\%$

（ただし、上記の算式に従って算定された利率が年率0.10%を下回る場合には、当該利息期間に係る利率は年率0.10%とする。また、上記の算式に従って算定された利率が年率5.00%を上回る場合には、当該利息期間に係る利率は年率5.00%とする。）

本項において、

「利息期間」とは、利息開始日またはいずれかの利払日（いずれも同日を含む。）から次の利払日（同日を含まない。）までの期間（修正翌営業日規則の適用による利払日に対する調整は行われるが、利息期間に対する調整は行われなし。）をいう。

「ベースレート」とは、以下の算式に従って決定されるレートをいう。なお、ベースレートについて社債要項第16項（端数処理）は適用されない。

当初参照レート-20.005円

「当初参照レート」とは、135.575をいう。なお、当初参照レートについて社債要項第16項（端数処理）は適用されない。

「参照レート」とは、各為替レート決定日の午後3時（東京時間）に公表され、ブルームバーグの「BFIX」ページ（または当該レートの表示に関する承継ページ）に表示される、1米ドル当たりの円

貨額で表示される米ドル/円直物為替レート（または派生スポット・レート）のミッドレートをいう。なお、参照レートについて社債要項第16項（端数処理）は適用されない。

「為替レート決定日」とは、各利払日および満期日の10営業日前の各日をいい、前営業日規則に基づく調整に従う。

「前営業日規則」とは、該当の日を前営業日に繰り上げることをいう。

「決定代理人」とは、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社およびその承継人をいう。

本社債はいずれも、満期日以降は利息を生じない。ただし、かかる期日において償還金の支払が不適切に留保または拒絶された場合は、社債要項第3項に従い、（ ）当該本社債につき支払期の到来した金員の全額が該当する社債権者により、または社債権者のために受領された日、または（ ）当該本社債につき支払期の到来した金員の全額を受領した旨財務代理人が社債権者に通知した日から7営業日後の日（その後支払に不履行が生じた場合を除く。）のうちいずれか早期まで、（判決後においても判決前と同様に）引き続き利息を生ずる。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

下記の文言が発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に印刷されます。

「本書ならびに本社債に関する2022年11月付発行登録目論見書および2022年12月付発行登録目論見書の訂正事項分（令和4年12月15日付訂正発行登録書提出）をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では令和4年11月21日付訂正発行登録書、令和4年12月15日付訂正発行登録書および令和4年12月16日付発行登録追補書類に記載された情報のうち、同発行登録目論見書（訂正事項分を含む。）に既に記載されたものについては、一部を省略しています。」

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2021年度（自2021年1月1日 至2021年12月31日）
令和4年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2022年度（自2022年1月1日 至2022年6月30日）
令和4年9月30日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を令和4年10月12日に関東財務局長に提出。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」については、発行登録書（訂正を含む。）の「参照書類の補完情報」に記載された事項を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（令和4年12月16日）までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等および発行登録書（訂正を含む。）には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（令和4年12月16日）現在においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

社債の名称： モルガン・スタンレー保証付 モルガン・スタンレー・ファイナンス・エルエルシー
2042年12月23日満期 期限前償還条項付 米ドル・日本円連動円建パワー・クーポン社債
（2年固定）

発行年月：2022年12月22日

券面総額又は振替社債の総額：400,000,000円

償還額：該当なし

提出会社の最近事業年度末日の未償還額：該当なし

上場金融商品取引所または登録認可金融商品取引業協会名：該当なし

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

（1）【保証会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2021年度(自 2021年 1 月 1 日 至 2021年12月31日)

令和 4 年 6 月29日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2022年度(自2022年 1 月 1 日 至2022年 6 月30日)

令和 4 年 9 月29日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

上記 の有価証券報告書提出後、本訂正発行追補書類提出日(令和 4 年12月16日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づき臨時報告書を令和 4 年 7 月29日に関東財務局長に提出

上記 の有価証券報告書提出後、本訂正発行追補書類提出日(令和 4 年12月16日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づき臨時報告書を令和 4 年 8 月24日に関東財務局長に提出

上記 の有価証券報告書提出後、本訂正発行追補書類提出日(令和 4 年12月16日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づき臨時報告書を令和 4 年10月27日に関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項なし